

三笠市不妊治療費助成事業ご案内

三笠市では、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するため、独自の助成事業を実施しています。不妊治療（一般不妊治療・生殖補助医療）に要した治療費（先進医療などの保険適用外の治療費を含む）、生殖補助医療の通院に要した交通費の一部を助成します。

【対象となる治療】

- (1) 一般不妊治療
タイミング法・人工授精・一般不妊治療のために医師が必要と判断した治療及び調剤・受診証明書発行手数料
 - (2) 生殖補助医療
体外受精・顕微授精・男性不妊の治療・生殖補助医療のために医師が必要と判断した治療及び調剤・受診証明書発行手数料
- ※・夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・杯による不妊治療や代理母、借り腹によるものは対象になりません。
- ・個室料、食事代等の治療に直接関係のない費用は助成の対象となりません。

【対象者】

- (1) 夫婦（事実婚を含む）の両方または一方が、申請日の1年前から申請日までの間、引き続き三笠市に住所を有していること
 - (2) 夫婦ともに市税などの滞納がないこと
 - (3) 不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
 - (4) 同様の助成を他の市町村から受けていないこと
 - (5) 健康保険に加入していること
- ※・転勤または移住等により夫婦がともに三笠市に転入した場合は、申請日の1年前から申請日までの間に三笠市に住所を有していなくても助成の対象となります。
- ・所得制限はありません。

【助成内容】

- (1) 一般不妊治療
一般不妊治療に要した費用の自己負担額（高額療養費制度またはその他の医療費軽減制度の対象となる場合は、その制度適用後の自己負担額）の3分の2に対し、10万円を上限に助成

(2) 生殖補助医療

生殖補助医療に要した費用の自己負担額(高額療養費制度またはその他の医療費軽減制度の対象となる場合は、その制度適用後の自己負担額)に対し、採卵を伴う治療は1回につき15万円を上限に助成、採卵を伴わない治療及び医師の判断によりやむを得ず治療を中断した場合は1回につき7万5千円を上限に助成

(3) 交通費の助成

生殖補助医療を受けている対象者の生殖補助医療実施医療機関への1回の通院に対し、別表の左欄の区分に応じた助成単価に3分の2を乗じた額を助成(1回の治療に対して6回を上限とする)

別表

自宅から医療機関までの距離区分	助成単価(往復)
25 kmを超えて 50 kmまで	1,840 円
50 kmを超えて 75 kmまで	3,180 円
75 kmを超えて 100 kmまで	4,040 円
100 kmを超える	5,060 円

【助成回数】

(1) 一般不妊治療

助成する回数は、通算3回までとします。ただし、不妊治療により出産に至った夫婦が再び不妊治療を受ける場合は、出産の前に助成を受けた回数を通算しません。1回の申請は、一般不妊治療管理料(3月に1回)の算定ごとに行ってください。一般不妊治療管理料(3月に1回)の算定ごとに医療機関に、三笠市一般不妊治療費助成事業受診等証明書を記載してもらう必要があります。

(2) 生殖補助医療

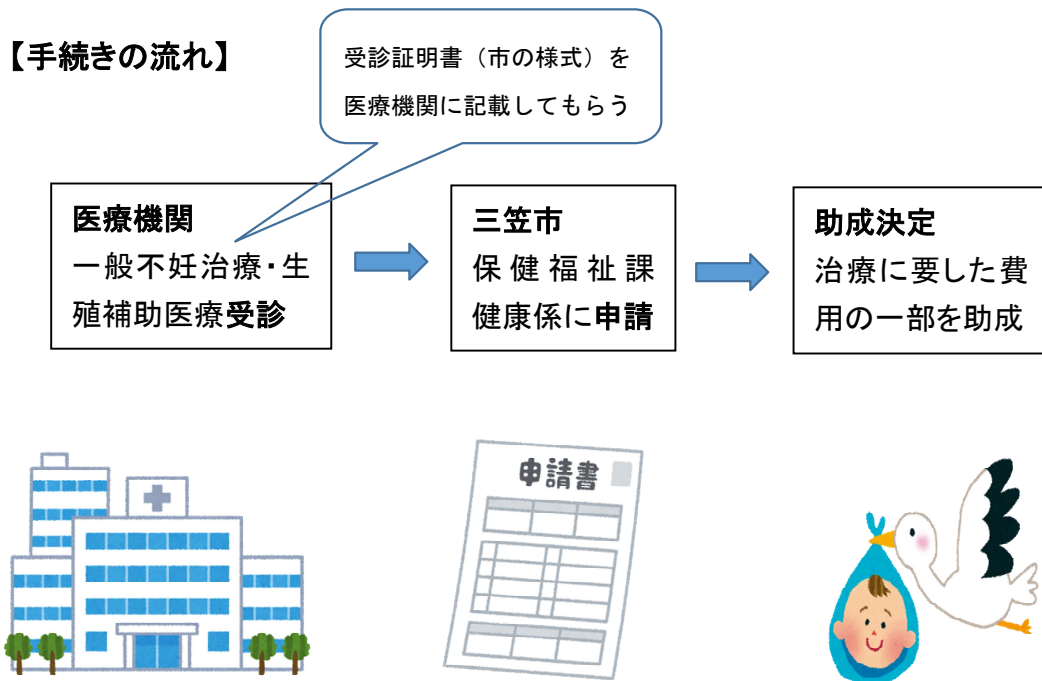
助成する回数は、初めて不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満のときは6回、40歳以上43歳未満であるときは3回までとします。ただし、生殖補助医療の助成を受けて子どもをもうけた夫婦が、第2子以降の生殖補助医療を行う場合にあっては、第2子以降の治療の対象の子ども毎に治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満のときは6回、40歳以上であるときは3回まで助成します。1回の申請は、1回の治療ごとに行ってください。1回の治療とは、採卵準備のための薬品投与の開始等から、妊娠の確認等に至るまでの一連の過程です。1回の治療ごとに医療機関に、三笠市生殖補助医療費助成事業受診等証明書を記載してもらう必要があります。

【申請に必要な書類】

- (1) 三笠市不妊治療費助成事業助成金交付申請書
- (2) 三笠市生殖補助医療費助成事業受診等証明書または三笠市一般不妊治療費助成事業受診等証明書(医療機関に記入してもらう証明書)
- (3) 不妊治療に係る領収書の写し(院外処方薬・文書料に係る領収書を含む)
- (4) 夫婦の住所を確認できる書類(免許証などの写し)
- (5) 事実婚関係に関する申立書(事実婚の場合)
- (6) 対象者の公的医療保険情報を確認できる書類(下記のいずれか1点)
 - ・健康保険組合等の保険者が発行した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」
 - ・マイナポータルの公的医療保険情報が確認できる画面
- (7) 付加給付に関する証明書の写し(高額療養費制度またはその他の医療費軽減制度の対象となる場合)

※申請に必要な書類は、三笠市のホームページからダウンロードできます。

【手続きの流れ】



【問合・申請先】

三笠市 こども家庭センター 親子サポート係
〒068-2151 三笠市高美町 444 番地
TEL01267-3-2010